官

の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次の 台湾から発送されるヒロセレウス・ウンダーツス ように定め、公布の日から施行する。 七十三号)別表二の付表第五十五の規定に基づき、 〇農林水産省告示第六百二十一号 平成二十二年四月十六日 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第

農林水産大臣

赤松

広隆

て、台湾で生産されたものであること。 ヒロセレウス・ウンダー ツスの生果実であっ植物及び地域 輸送方法 船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの

生果実の中心部の温度を摂氏四十六・五度と 蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、 その温度以上で三十分間消毒すること。

生産地における検査及び証明 台湾植物防疫機関により検査され、 かつ、

明書が添付してあるものであること。いる台湾植物防疫機関が発行した植物検疫証いないことを認め、又は信ずる旨記載されてその検査の結果、検疫有害動植物が付着して 下「ミバエ類」という。)に侵されていないア ミカンコミバエ種群及びウリミバエ (以 が特記されていること。 一の植物検疫証明書には、 次に掲げる事項

三の消毒及び四の一の検査が的確に実施され植物防疫官による確認

五

ていることが植物防疫官により確認されるこ こん包及びこん包場所 されていること。 おそれがないと認められる材料によりこん包消毒された生果実は、ミバエ類の侵入する

がないと認められる場所で行われているこ○○のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれ

は、これでは、これでは、 この消毒及び四の一の検査が行われた生果実の投機関による封印がなされていること。 のをこん包又は束ねたこん包には、台湾植物のとの検査が行われた生果実

の表示がなされていること。 疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨

であること。 生産地における消毒

ものであること。 三の消毒が行われたものであること。